

Q



個人版事業承継税制が新たに創設されたとのことですが、制度の概要を教えてください。

A



- ①昨年度の税制改正の結果、法人の事業承継税制の申請件数が飛躍的に増加したこと等の背景から創設されました。
- ②一定の要件を満たした場合には、事業用資産に係る相続税や贈与の全額が納税猶予の対象となります。

● 改正概要 ●

個人版事業承継税制の創設

個人版事業承継税制の概要は以下の通りとなります。

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加（※）。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。**

改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○ **土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○ **機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○ **車両・運搬具**

○ **生物**（乳牛等、果樹等）

○ **無形償却資産**（特許権等）

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要

②令和5年3月31日までに、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制


出典：中小企業庁
一部加筆修正


平成31年1月1日から 令和10年12月31日までの相続・贈与について適用開始

POINT



個人版事業承継税制の適用が想定されるのは、土地や建物などの事業用財産を多額に所有しているものの、法人成りをしていない個人事業者であるため、個人開業医や自社ビルを所有している士業などが考えられます。

Q  個人版事業承継税制での納税猶予対象者の要件や対象資産の範囲について教えてください。

A  ①対象者の要件としては、申告要件や事業継続要件があります
②対象資産の要件としては、固定資産のうち一部が対象となっています。

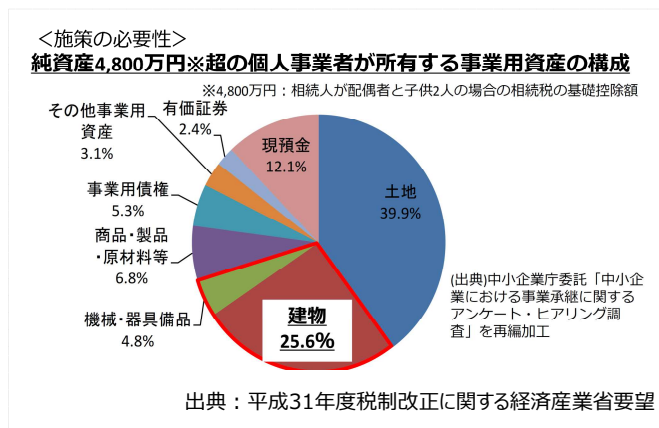
● 改正概要 ●

① 納税猶予の対象者


対象者	要件
贈与者	① 贈与前において青色申告の承認を受けていたこと。
受贈者	① 贈与日に 20歳以上 (令和3年4月1日以後は 18歳以上)であること。 ② 事業用資産の全て(共有の場合、共有持ち分の全て)を贈与により取得していること。 ③ 経営承継円滑化法に基づく認定を受けていること。 ④ 申告書の提出期限において、 開業届出書 を提出していること。 ⑤ 申告書の提出期限において、 青色申告 の承認を受けている(又はその見込みがある)こと。 ⑥ 贈与日において、事業用資産に係る事業又は同種の事業に 3年以上 従事していること。

② 納税猶予の対象資産

- (1) 土地
面積**400㎡**までの部分に限る
 - (2) 建物
床面積**800㎡**までの部分に限る
 - (3) 建物以外の減価償却資産
固定資産税の課税対象となっている減価償却資産
 - (4) 自動車
自動車税や軽自動車税の対象となっている自動車に限る
- (注) 不動産貸付事業の用に供されている資産は対象外となります。



平成31年1月1日から 令和10年12月31日までの相続・贈与について適用開始

POINT  土地だけでなく、事業用の建物、機械や器具備品、車両、特許権など多様な事業用資産が対象となりますが、不動産賃貸業等のマンションやアパートは対象となりませんので注意しましょう。

Q



個人版事業承継税制で納税猶予額が免除される場合、その他の留意点等を教えてください。

A



- ①状況に応じて、猶予税額が納付あるいは免除となります。
- ②個人版事業承継税制の適用には継続届出書の提出や、担保の設定等が必要となります。

●改正概要●

①納税猶予税額が免除される場合

以下の場合、納税猶予額が納付あるいは免除となります。

猶予税額の扱い	状 況
納付となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止 ・事業用資産の譲渡 ・受贈者が青色申告の承認を取り消された場合等
全額免除となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与者の死亡前の受贈者(後継者)の死亡 ・贈与者の死亡 ・やむを得ない理由により事業継続ができなくなった場合
一部免除となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別関係者以外の者への資産の一括譲渡 ・事業継続が困難となった場合の特別関係者以外の者への資産の一括譲渡・事業廃止等

②その他留意点等

- ・贈与税だけでなく相続税も個人版事業承継税制の適用が可能
- ・継続届出書の提出が必要
- ・担保の設定が必要
- ・小規模宅地の特例との選択適用

平成31年1月1日から 令和10年12月31日までの相続・贈与について適用開始



POINT



小規模宅地等の特例（400㎡まで80％）の減額は、相続財産の総額を圧縮するため、他の相続人の相続税も減額されますが、納税猶予制度は特定事業用資産を取得した後継者の税額のみ猶予する制度ですので、どちらの制度を適用するか前もって検討する必要があります。